

平成30年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(消費者庁)

○庁全体における主な取組

- ✓ 6月25日(月)から実施。6月22日(金)に、長官から職員に対するメッセージの発信。
- ✓ テレワークデイズ(7月24日、25日)は、テレワーク用端末全台貸出しを目指す。また、別途テレワークの体験実施を行う。
- ✓ 休暇の一層の取得促進(8月末までに、年初からの年次休暇取得日数10日以上+夏季休暇3日を目指す)。
 - ・夏季休暇と年次休暇を併用した1週間以上の連続休暇の取得。
 - ・家族の行事や記念日に合わせた計画的な休暇の取得。
 - ・時間休の活用など柔軟な休暇の取得。 ・幹部会開催曜日の変更(月→火)。
- ✓ 部署ごとに、仕事の進め方の見直しのための会議を実施し、業務効率化やWLBの推進について議論。

○各職場単位における独自の取組

- ✓ 20時以降の課室等の施錠(徳島は19時以降の施錠を目指す)。
- ✓ 先進事例の情報収集(消費者行政新未来創造オフィス(徳島オフィス))。
- ✓ 立ち会議の推進(消費者行政新未来創造オフィス(徳島オフィス))、電子白板の積極的活用(消費者行政新未来創造オフィス(徳島オフィス))。

○「ゆう活」実施概要

【実施期間】平成30年6月25日～8月31日まで

【実施概要】職員の「ゆう活」実施日の終業時刻を17時15分までに設定。

- ・職員の希望や負担を考慮しつつ、期間を通じた実施が困難な職員であっても、一部期間の実施や体制上の工夫により、できるだけ多くの職員が参加できるようにする。
- ・ゆう活実施職員は原則定時退庁とし、他律的な業務を除き、「ゆう活」の実施期間中、全ての職員の19時以降の超過勤務ゼロを目指す。やむを得ない場合でも、遅くとも20時には退庁できるようにする。
- ・会議(検討会及び会議等の名称がつくもの全て)は、原則16時までに終えることとする他、庁内のみで完結する各課からの16時以降の発注※については翌日対応とし、これを前提として余裕を持った工程管理を行う。

※他府省等からの依頼に基づく発注や緊急事案を除く。

- ・課室長等は、業務の見直し、合理化及び効率化を行い、中長期的な超過勤務の縮減に資する。
- ・各課長等による課室内巡回、メール発信等により職員の早期退庁を促す。